

2023年10月25日

各位

株式会社 関西みらい銀行

**「三大疾病重点型全疾病保障付き団体信用生命保険」における
「配偶者のがん保障」の対象範囲拡大について**

関西みらいフィナンシャルグループの関西みらい銀行(社長 西山 和宏)は、11月1日(水)より、カーディフ生命保険株式会社(社長 中村 望)およびカーディフ損害保険株式会社(社長 高屋 智行)が提供する住宅ローンの「三大疾病重点型全疾病保障付き団体信用生命保険」について、「配偶者のがん保障」の対象範囲を拡大します。

➤ **対象範囲を同性パートナーの方々にも拡大します**

「三大疾病重点型全疾病保障付き団体信用生命保険」における「配偶者のがん保障」の対象範囲を見直すことで、これまでは住宅ローンご契約者の「配偶者」としてお引受けできなかった同性パートナーの方も、法律婚や事実婚におけるパートナーと変わらず、本保障の被保険者としてご加入いただくことが可能となります。

本取り組みを通じ、より多くのお客さまに安心して住宅を購入いただける機会を創出し、誰もが仕事も生活も充実させ、自分らしく活躍できる社会づくりに貢献します。

【「配偶者のがん保障」の概要】

正式名称	就業不能信用費用保険 悪性新生物診断給付金特約(配偶者用)
被保険者	ローン債務者の配偶者 ※配偶者とは以下の配偶者をいいます。 <ul style="list-style-type: none">・法律上の婚姻関係にある配偶者・婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者・性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
保険金受取人	被保険者(配偶者)
保険金が支払われる場合	被保険者(配偶者)が、待機期間満了日の翌日以降に悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき。
保険金額	100万円
支払回数	保障開始日から終了までの期間を通じて、1回

以上